

呉市いじめ防止基本方針

平成26年3月27日策定

平成27年4月1日改正

令和6年5月1日改正

1 策定の趣旨

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめを防止するためには、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、呉市として、いじめの問題の解決に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「呉市いじめ防止基本方針」を策定し、県・市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに当たるか否かの判断に当たっては、当該行為を受けている児童生徒が現に心身の苦痛（傷つき）を感じているかという視点に立ち、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断することを周知し、いじめの積極的な認知につなげる。

また、いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃したり、見過ごしたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 呉市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめられた児童生徒の立場に徹底的に立ち、寄り添って対応することを基本とし、児童生徒が傷ついているのかどうかについてしっかりと観察し、ささいな変化に気付くこ

と、また、指導や介入の機会を逸することなく、継続して一緒に取り組む姿勢でいることが大切である。

学校及び呉市教育委員会は、常にこの基本的な考え方に立ち返り、一人一人の尊厳の大切さを心に据えながら、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの防止

児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、小中一貫教育の推進を通して「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校を目指して取り組んでいくことが重要であることから、児童会・生徒会を中心としたいじめ撲滅キャンペーン（年間2回実施）を実施する等、児童生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、行った側が軽く考える一方で、受けた側が深く傷ついているなど、意識に大きなギャップがあるのが特徴である。いじめを早期に発見するには、受けた側の傷つきにできるだけ早くかつ敏感に気付く必要があり、「傷つき＝心身の苦痛」を尺度として持つことを意識すべきである。

また、いじめられている児童生徒を守るために、計画的なアンケート調査（学期に1回以上、児童生徒及び保護者を対象）や個別面談を行うとともに、日常的な実態の把握により、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

教育相談や見守り、保護者連携等により、児童生徒の友人関係や精神面等に係る状況の把握に努め、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。また、児童生徒や保護者が、それ以上の対応を望まない場合も、継続して一緒に取り組む姿勢があることを示していく。

(5) 学校、家庭及び地域の連携

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

P T Aや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

学校では、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を中心に、学校関係者、P T A及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる。

4 呉市におけるいじめの防止等に関する取組

呉市は、「呉市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止等のための対策を推

進する。

(1) いじめの防止等に係る組織

学校、家庭、関係機関等との連携や法の定める「重大事態」の調査を行うための組織は、次のとおりとする。

ア 呉市自立支援サポート委員会

「呉市自立支援サポート委員会」は、児童生徒の問題行動に関する機関（学校、呉市教育委員会、警察）に属する者その他関係者（PTA、弁護士等）で構成する。この委員会は、問題行動に関する調査研究や研究協議等を行うことにより、指導内容・方法等の充実を図り、いじめ等の問題の解決に向けた取組を行う。

イ 呉市いじめ問題等調査委員会

「呉市いじめ問題等調査委員会」は、第三者の専門家（学識経験者、弁護士、医師等）で構成する。この委員会は、「呉市いじめ問題等調査委員会条例」に基づき、学校において、重大事態又は児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態であって、呉市教育委員会がこの委員会による調査が必要と認める事態が発生した場合に、公平性・中立性を確保した調査を行う。

なお、「重大事態」を、法第28条第1項の規定に基づき、次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 呉市いじめ問題検証会議

「呉市いじめ問題検証会議」は、呉市長、呉市副市長、呉市総務部長、呉市市民部長及び呉市福祉保健部長で構成する。この検証会議は、学校において発生した重大事態等の調査結果について検証する。

(2) いじめの防止等に関する取組

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を進める。

イ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、呉市教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。

ウ いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実等、必要な取組を行う。

エ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないように、「困った、助けて」と言える雰囲気醸成するとともに、「困った」をしっかりと受け止めることができるよう、「もしもし相談電話」「24時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口に係るリーフレットやカードを配付したり掲示したりして、周知する。

オ 保護者が、法第9条に規定された責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。

カ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関

係機関と連携した運動を展開する。

キ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を進める。

ク いじめの防止等のための取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、学校に対し必要な指導・支援を行う。

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」や「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び見直し

ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。

イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。

また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加を確保する。

ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。

エ 学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

オ 策定した基本方針が機能しているか否かの検証及び見直しを、毎年度末までに行う。

カ 学校評価において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(2) いじめの防止等に係る組織

ア いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まず組織的に対応するため、また、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止委員会」を設置し、校内組織に位置付ける。

イ 学校に、教職員、児童生徒、保護者等による「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を設置し、年間を通して、いじめゼロの実現を図る取組を充実させる。児童生徒や保護者へのアンケート調査結果、相談窓口の利用状況及び取組状況について、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」における情報共有や意見交換の場を、学期に1回以上設定する。

(3) いじめの防止等に係る児童生徒への指導

ア いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの抑止につなげる。

イ どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解さ

せる。

ウ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。

エ 人間関係を築くためのスキルを身に付けるためのトレーニング等を通じて、コミュニケーション能力を育成する。

オ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

カ いじめをした児童生徒への指導に当たっては、いじめを受けた児童生徒の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら指導する。

キ 「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」である情報モラルを身に付けさせるため、各教科等との関連も大切にしながら、ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動や、SNSとの正しい付き合い方等、インターネット上のトラブルを未然に防止するための取組を推進する。

(4) 児童生徒の主体的な活動の支援

ア 児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置するなどして、児童生徒が主体的に活動できるよう支援する。また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして児童生徒同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自身の主体的な活動を推進する。

イ 児童生徒一人一人が児童会・生徒会を中心とした主体的な活動を通して、いじめに対する問題意識を高めるとともに、いじめは絶対に許さないという心を育むとともに、発達段階を考慮した継続的な取組及びいじめゼロを目指した学校の風土、環境の醸成を図るために、児童生徒、教職員、保護者及び地域が一体となった「いじめ撲滅キャンペーン」を年間2回実施する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

「児童生徒一人一人の発達を支える取組を組織的に進める」生徒指導を可能にするため、「チーム学校」として機能する生徒指導体制を構築する。また、児童生徒のレジリエンス（心の回復力）の育成やSOSを出すことのできる児童生徒の育成に向けた取組を、年間1回以上実施するとともに、児童生徒が困っていることや助けてほしいことなど、何でも相談できる安全・安心な学校環境づくりに向けて、深い児童生徒理解を基盤とした教育相談体制を構築する。

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応、法の内容、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上等に係る校内研修を年間1回以上実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に向け、学期に1回以上、アンケート調査及

び個別面談を実施する。なお、アンケート調査の実施に当たっては、児童生徒の実態等を見ながら、調査方法（記名式、無記名式）や回答方法（学校で回答、自宅に持ち帰って回答）についても検討する。

エ アンケート調査や個別面談等で得た全ての情報について、確実な事実確認を行い、適切な対応を迅速に行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。また、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」に「保護者による相談窓口」を設置し、保護者等がいじめに係る相談を行いやすい体制を整備する。

キ いじめ発生時の対応マニュアルの作成及び見直しを行う。

ク 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招へいする。

(6) 警察への相談・通報

犯罪行為として取り扱われるべきと認められる次のようないじめ事案等に対しては、法第23条第6項に基づき、直ちに、警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

ア 学校の内外で発生した児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案

イ いじめを受けた児童生徒又は保護者のいじめをした側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案

ウ 匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案

(7) 重大事態発生時の対応

呉市教育委員会の指導の下、対応マニュアルに基づいて、緊急対応チームを編成し、アンケート調査や個別面談等の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための対応を行う。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態が発生した場合、学校及び呉市教育委員会は、速やかに次の措置を執る。

ア 学校は呉市教育委員会に報告し、呉市教育委員会は呉市長に報告する。

イ 呉市教育委員会は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「調査」という。）を行う主体として、学校が主体となるか、呉市教育委員会が主体となるかを判断する。

ウ 学校が主体となって調査する場合は、緊急対応チームを編成し、呉市教育委員会の指導助言の下、調査を行い、その結果を呉市教育委員会に報告する。

エ 呉市教育委員会が主体となって調査する場合は、その判断により、「呉市いじめ問題等調査委員会」に調査を依頼する。「呉市いじめ問題等調査委員会」は、調査を行い、その結果を呉市教育委員会に報告する。

オ 呉市教育委員会は、ウ又はエの調査結果を呉市長に報告する。

(2) (1)オの報告を受けた呉市長は、必要と認める場合、次の措置を執ることができる。

ア 「呉市いじめ問題検証会議」を開催し、報告内容等について検証し、呉市教育委員会に対して再調査を要請する。

イ 「呉市総合教育会議」を招集する。

ウ 呉市教育委員会を通して広島県教育委員会に、「広島県いじめ問題調査委員会」による調査を要請する。

7 「呉市いじめ防止基本方針」の公表等

「呉市いじめ防止基本方針」は、呉市（学校安全課）ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。